



2022年5月23日

各 位

会社名 出光興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 木藤 俊一
(コード番号：5019 東証プライム市場)
問合せ先 経理財務部 IR 室長 関根 宗宏
(TEL. 03-3213-9307)

(訂正) 「昭和四日市石油株式会社における製品試験に関する不適切行為についてのお知らせ」の
一部訂正に関するお知らせ

2022年5月20日に開示いたしました「昭和四日市石油株式会社における製品試験に関する不適切行為についてのお知らせ」に関して、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。訂正後の文書につきましては次ページ以降に記載しております。

記

1. 訂正理由

添付文書の3. 現在の対応状況、① A重油・C重油の11行目（最終行）において以下の表記に誤りが判明したため、訂正いたします。

2. 訂正内容

訂正前	訂正後
最大 0.0002mg	最大 0.2mg

なお、次頁以降に訂正後の全文を記載しております。

以上



2022年5月23日

各 位

会 社 名 出 光 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 藤 俊 一
(コード：5019 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経 理 財 務 部 関 根 宗 宏
I R 室 長
(TEL : 03 - 3213 - 9307)

昭和四日市石油株式会社における製品試験に関する不適切行為についてのお知らせ

当社は、5月6日に公表した、子会社である東亜石油株式会社（以下、東亜石油）の京浜製油所（川崎市川崎区水江町3番1号）における製品試験に関する不適切行為の判明を受け、グループ全製油所における製品試験の適切性に関する調査（以下、本調査）を実施いたしました。

その結果、当社子会社である昭和四日市石油株式会社（以下、昭和四日市石油）の四日市製油所（三重県四日市市塩浜町1番地）が、過去に生産した一部石油製品において、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」ならびにお客様との契約に基づく製品試験項目の一部を実施していなかったこと（以下、本事案）を把握しました。

本事案の詳細につきましては、本日昭和四日市石油が開示しました、「当社 四日市製油所における製品試験に関する不適切行為について」を参照頂きますようお願いいたします。

お客様をはじめ、皆様の信頼を損なう事態を続けて招きましたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、本調査により、その他のグループ製油所において製品試験に関する不適切行為は行われていないことを確認しております。

昭和四日市石油における不適切行為については判明後ただちに是正を行い、2022年5月15日より適切に製品試験を実施しております。

また、出荷した製品の品質については、製品を生産するための各留分の品質、精製工程の管理状況、規格値合否に影響する品質項目を全て確認した結果、安全上問題ないことを昭和四日市石油ならびに当社にて確認しています。

当社は、東亜石油および昭和四日市石油において不適切行為が発生したことを一層重く受け止め、不適切行為の再発防止策の徹底とグループ全製油所の品質管理体制の強化に真摯に取り組み、全力を上げて皆様からの信頼回復に努めてまいります。

なお、本件による当社業績への影響は軽微と見込んでおりますが、一定の影響が見込まれる場合には、速やかに公表致します。

当社開示文書（2022年5月6日）

「当社子会社における製品試験に関する不適切行為についてのお知らせ」

（東亜石油京浜製油所における不適切行為について）

<https://www.idemitsu.com/jp/news/2022/220506.html>

以上

添付文書

昭和四日市石油株式会社開示文書

「当社 四日市製油所における製品試験に関する不適切行為について」

各位

昭和四日市石油株式会社

当社 四日市製油所における製品試験に関する不適切行為について

当社の四日市製油所（三重県四日市市塩浜町1番地）が過去に生産しました石油製品において、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」ならびに石油・石油化学製品の販売を担当する出光興産株式会社との取り決めに基づく製品試験項目の一部を実施していなかったことが判明しました。出荷した製品の品質については調査の結果、安全上問題ないことを確認しております。

今回、製品試験に係る不適切な事案が発生したことにつきましては、お客様ならびに関係先の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを深く反省し、心からお詫び申し上げます。今後は、再発防止策に全力で取り組むと同時に品質管理体制の強化を図り、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 概要

2022年5月6日より社内調査を行っていた中、過去より製品試験項目の一部を実施していなかった事実を確認しました。

ご迷惑をおかけしたお客様に対しては、順次説明をさせていただきます。

2. 不適切行為の態様、対象となる製品

(1) 不適切行為の態様

以下の不適切行為が判明しました。

- ①試験法逸脱：規定の試験方法を遵守していない。
- ②懈怠：実際には測定していないにも関わらず、試験成績表に記載している。

(2) 対象となる製品

- ①公的規格（品確法強制規格^{※A}、JIS規格）

関連規格	製品	品質管理項目	不適切行為	
			試験法逸脱	懈怠
品確法強制規格	A/C重油(使用用途：船舶用向け)	無機酸 ^{※B}	○ ^{※1}	
JIS規格	A/C重油	反応 ^{※C}	○ ^{※1}	
		水分		○
		灰分	○ ^{※2}	
		ストレートアスファルト ^{※D}	トルエン可溶分 ^{※F}	○ ^{※2}
	ブローンアスファルト ^{※E}	トルエン可溶分	○ ^{※2}	
	防水工事用アスファルト	トルエン可溶分	○ ^{※2}	
		フラスゼい化点 ^{※G}	○ ^{※2}	

※1：JIS試験法と異なる試験法で実施

※2：規定の試験回数の不足

※A～Gは文末「用語解説」をご参照ください。

②お客様との取引規格

軽油、プロピレン^{※H}、潤滑油ベースオイル、回収硫黄^{※I}

※H～Iは文末「用語解説」をご参照ください。

③その他（①・②には該当しない社内規程）

ガソリン、JET A-1

3. 現在の対応状況

不適切行為は判明後ただちに是正を行い、2022年5月15日以降すべての製品試験を適切に実施しております。

また、出荷した製品の品質については、製品を生産するための各留分の品質、精製工程の管理状況、規格値合否に影響する品質項目を全て確認した結果、安全上の問題がないことを確認しております。なお、試験方法が公的規格に抵触していた製品に関する品質確認結果は以下の通りです。

① A重油・C重油

「無機酸」・「反応」は、指示薬による測定により無機酸・塩基がないことを確認すべきところ、pH計による測定で無機酸・塩基がないことを確認しておりました。なお、指示薬による無機酸があることを示すpH値が3.1～4.4、塩基があることを示すpH値が8.2～10.0であることから、pHが5.0未満または8.0を超える場合は指示薬による測定を行い、無機酸・塩基がないことを確認しております。

「水分」は灰分測定時の突沸現象の有無で判断しておりました。また、精製工程での水分除去に関するプロセスも問題ないことを確認しております。加えて、過去3ヶ月分の保管サンプルにおいて、水分が規格値を満足していることを確認しております。

「灰分」はるつぼの恒量操作にて、質量差が0.5mg以下であることを確認すべきところ、1回の操作のみで判断しておりました。なお、過去3ヶ月分の保管サンプルを正規の手順で確認したところ、質量差は最大0.2mgであり、規格値を満足していることを確認しております。

② アスファルト

ストレートアスファルトの「トルエン可溶分」の試験については、試験で使用するフィルターの準備手順の一部を簡素化しておりました。なお、過去3ヶ月分の同一の保管サンプルに対して、今般の不適切行為と同様の試験法とJIS試験法に則った正しい試験法の両方実施した結果、試験値の差異が最大0.03質量%減少（悪化）したことを確認しました。その最大差異を過去10年の試験結果に適用した場合においても、JIS規格の範囲内である99.0質量%以上に収まっていることを確認しました。従って、品質に問題ないと判断しております。

防水工事用アスファルトおよびブローンアスファルトの「トルエン可溶分」についても同様の検証を行い、JIS規格で規定されている品質規格を満たしていたと判断しております。防水工事用アスファルトの「フラスゼい化点」及び「加熱安定性」（フラスゼい化点試験結果を計算に用いる為、間接的に不適切行為の影響があります）の試験については、本来3回の測定値の平均を使用すべきところ、休日において2回の試験値を使用しておりました。なお、過去3ヶ月の休日分の保管サンプルに対して、JIS試験法に則った正しい試験法で試験を行った結果、JIS規格を満足していることを確認しました。また、不適切な手順で試験を行った休日の製造条件（原料・運転条件等）は、平日の製造条件の範囲内であるため、品質に問題は無いと判断しております。

4. 今後の対応方針

当社は今回の事案の発生を重く受け止め、外部有識者を含む調査委員会を設置し、事実関係の調査と原因究明を進め、再発防止策の徹底に全力を挙げてまいります。

以上

・お問い合わせ先

昭和四日市石油株式会社 人事総務部

TEL：059-347-5511 ※9:00～17:00（平日）

※用語解説

- ※A) 品確法強制規格：揮発油等の品質の確保等に関する法律（「品確法」という。）において規格に適合すべきと定められている品質管理項目のこと。
- ※B) 無機酸：動力トラブルを防止する目的で酸性物質の有無を判定する品確法の強制規格の一つ。
- ※C) 反応試験：石油製品中に酸性及びアルカリ性の物質の有無を判定する試験の一つ。
- ※D) ストレートアスファルト：道路舗装用などに使用される石油製品の一つ。
- ※E) ブローンアスファルト：ストレートアスファルトを加熱し、十分に空気を吹き込んで性能を調整した製品。
- ※F) トルエン可溶分：アスファルトの純度を表す品質管理項目。
- ※G) フラスゼい化点：アスファルトの性能（もろくなりやすさ）を表す品質管理項目。
- ※H) プロピレン：石油化学製品の一つ。
- ※I) 回収硫黄：石油製品を精製する過程で出てくるガスを回収し生産される液体の製品。